

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について

建築物飲料水水質検査業

建築物における飲料水について、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業

1 建築物飲料水水質検査業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
- イ フレームレス - 原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ - 質量分析装置
- ウ イオンクロマトグラフ
- エ 乾燥器
- オ 全有機炭素定量装置
- カ pH 計
- キ 分光光度計又は光電光度計
- ク ガスクロマトグラフ - 質量分析計
- ケ 電子天びん又は化学天びん

(2) 水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。

(3) 水質検査を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- エ ア、イ又はウに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(4) 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

水質検査を適確に行うことのできる検査室とは、基本的には以下の要件を満たしている検査室をいうものであること。

- ア 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- イ 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ウ ドラフトチャンバーが設置されていること。
- エ 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- オ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。
- カ 天びん台など必要な部分に必要な防震措置が施されていること。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第27条第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
- 2 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
- 3 水質検査の結果を5年間保存すること。
- 4 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 水質検査に用いる機械器具その他の設備については、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
- 6 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1、2、4及び5に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっては、検査結果の保存は自ら実施すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、次の者をいうものであること。

- ア 技術士法第2条に規定する技術士(技術士法施行規則第9条、第10条及び第11条の技術部門について行われた技術士法第7条に規定する本試験に合格した者に限る。)
- イ 学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校を卒業し、若しくはその課程を修了し、又は文部科学大臣の行う資格検査に合格した者等で、当該学校の入学資格、修業年数、修業内容又は検定の程度等から判断して、上記1の(3)のア又はウに掲げる者と同等以上の学歴を有すると認められるもの(ただし、上記1の(3)のア又はウに規定する実務経験を有することを必要とする。)

2 申請の手続き

(1) 登録申請書(様式第1)

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物飲料水水質検査業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面(様式第2)
- イ 検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面(様式第6)
- ウ 水質検査実施者の氏名を記載した書面及びその者が規則第27条第3号に規定する者であること(飲料水水質検査実施者の資格を有すること)を証する書類(様式第3)
- エ 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(様式5-1、5-2)
- オ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書(卒業証明書については、その写しによる提出も可能であること。)
衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書
学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学等の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書(卒業証明書については、その写しによる提出も可能であること。)
技術士	技術士登録証の写し
学校教育法に基づく大学、短期大学又は高等専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	卒業証明書、実務従事証明書(卒業証明書については、その写しによる提出も可能であること。)

3 手数料

35,000円

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの実施者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 水質検査の方法(試料の採水及び保存に関する事項を含む。)
- 2) 試薬及び標準物質の保管方法
- 3) 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名
- 4) 機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- 5) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名